

大阪市条例第3号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第3条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第2（第3条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

項番号	執行機関	事務	特定個人情報
[同左]			
16	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	[同左]
[同左]			
20の2	市長	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための <u>教育・保育給付</u> の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による <u>保育所</u> における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、 <u>身体障害者手帳</u> 等関係情報、母子保健法による妊娠の届出若しくは母子健康手帳の交付に関する情報、児童手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[同左]			

[別表第2 別紙2]

項番号	執行機関	事務	特定個人情報
[略]			
16	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、 <u>妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施</u> 、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	[略]
[略]			
20の2	市長	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための <u>教育・保育給付若しくは乳児等のための支援給付</u> の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による <u>養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定</u> 、 <u>保育所</u> における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、 <u>身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報</u> 、母子保健法による妊娠の届出若しくは母子健康手帳の交付に関する情報、児童手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[略]			